

# 光ケ丘小学校 いじめ防止基本方針

柏市立光ケ丘小学校

## 1. いじめ問題に関する考え方

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであります。

「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識を持つこと

「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を持つこと

「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という信念を持つこと

本方針は、上記の考えのもと、光ケ丘小のすべての職員が共通認識を持ち、児童一人ひとりが安全・安心な学校生活を送ることができるように策定したものです。

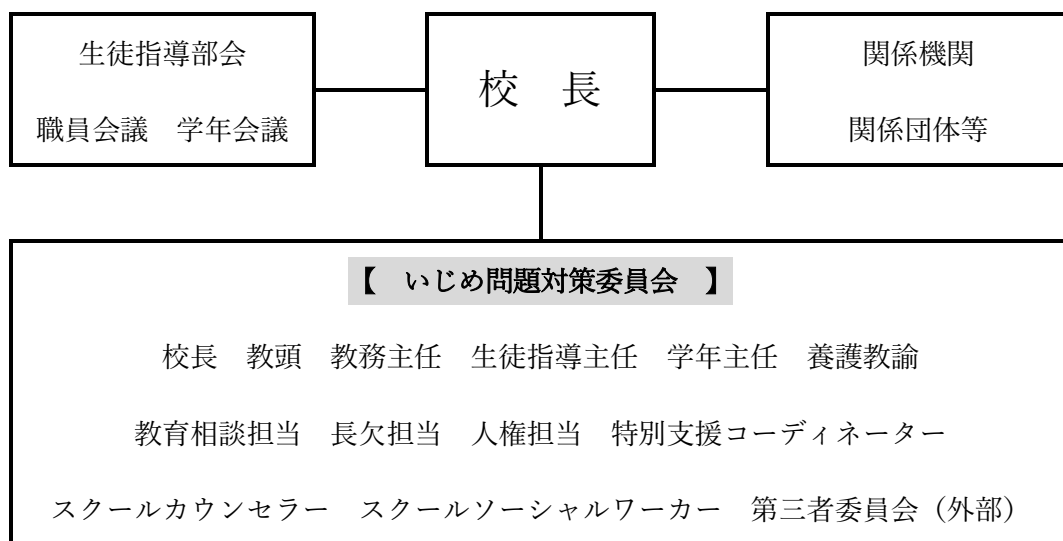
### (3) 基本姿勢

光ケ丘小でのいじめ対策の基本姿勢として、以下の8つのポイントをあげます。

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めます。
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ③ 児童に対して、いじめをしないこと、いじめと知っていて放置しないことを指導します。
- ④ 児童一人一人の自己有用感を高め、自他を尊ぶ感情を育むようにします。
- ⑤ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

- ⑥ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応をします。
- ⑦ 家庭と協力し、いじめ問題の対応にあたります。
- ⑧ いじめ防止対策推進法や千葉県いじめ防止対策条例を遵守していじめ問題への対応にあたり、正確に説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

## 2. 校内組織



## 3. 未然防止 いじめ未然防止の4つのポイント

いじめ問題に取り組むにあたり、最も重要なことは未然防止です。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、普段から「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが重要です。以下にいじめ防止の4つのポイントをあげます。

### (1) 教職員の言動・姿勢

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員が子どもたちのモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。児童一人ひとりの人権を尊重し、個に応じた指導・支援に力を

入れていきます。

#### (2) 自己存在感が味わえる学級づくり

道徳をはじめすべての授業で、自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の展開に努め、それぞれの違いを認め合い、一人一人が活躍できる仲間づくりをしていきます。また、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、適切な援助希求行動ができるようにするとともに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の取組から子どもたちの自己肯定感を高め、自信を持たせるための環境づくりや教職員からの声掛けを意識していきます。

#### (3) 子どもたちの主体的な参加による活動

「いのちを大切にするキャンペーン」やいじめ防止推進月間の取組、児童会活動でいじめについて考える機会を設け、いじめ防止について児童からの提案を生かしていきます。また、異年齢交流の場を設け、互いに認め合い、助け合う関係を築いていきます。

#### (4) 保護者や地域との連携

必要に応じて、PTAの各種会議や学級懇談会において、いじめの実態や指導方針について情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、学校ホームページや学校だより、学年だよりを活用し、いじめの防止に関する広報活動を行うように努めます。

### 4. 早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめを行う児童からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられていると感じれば、いじめがあったという認識のもとに対応していきます。

#### (1) 日常の行動観察

授業だけでなく、休み時間等にも進んで教職員から声を掛け、児童の実態把握に努めます。また、日頃から児童同士のかかわりに注目することで、いじめの早期発見につなげます。

## (2) 定期的なアンケートの実施（月に1回実施）

アンケートは、いじめはどの学級でも起こりうることを前提として、いじめの早期発見・早期対応のために、子どもたちからのサインを把握することを目的として実施します。子どもたちが安心して回答できるよう、アンケートの実施目的を伝え、実施方法・回収方法について十分に配慮します。なお、柏市いじめの状況調査等については、5年間保存とします。

## (3) 定期的な教育相談の実施（学期に1回実施）

全員の児童と各学期に1回以上の教育相談を行い、困り感や実態の把握に努め、いじめの早期発見に生かします。いつでも相談してよいこと、相談する相手はどの教職員でもよいことを伝え、安心して相談できる環境づくりに努めます。

## (4) 相談箱の活用

児童が安心して相談するためのツールとして相談箱を設置します。アンケートに書いたり、口頭で相談したりできない場合にも相談箱を使ってもよいことを周知します。相談内容や児童のニーズに応じて、教職員や養護教諭、スクールカウンセラーとの教育相談につなげます。

## (5) チェックリストの活用

いじめられている児童からのサインをキャッチし、適切に対応できるよう、チェックリストを活用していじめの早期発見に努めます。

【教職員用チェックリスト】 柏市教育委員会「いじめ問題対応の手引き」

時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間 (5) 清掃時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

## ○ いじめられている子どものサインをキャッチ（被害者の視点）

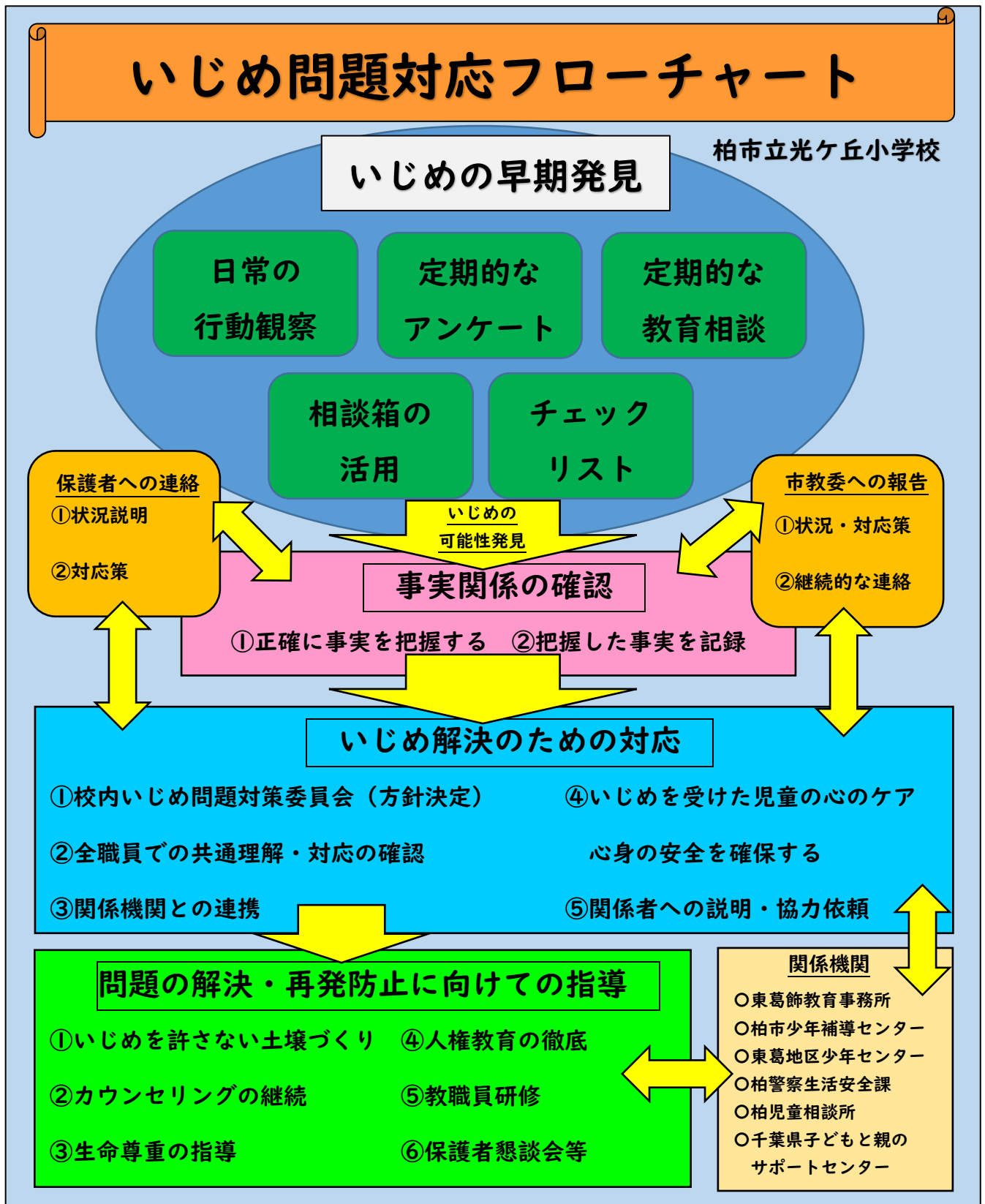
●日常生活の変化	
①	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ，すり傷やあざなどがある。
②	登校時刻になると，身体の不調を訴え登校をしづむようになった。
③	食欲が急に落ちる，寝つきが悪い，笑顔が減る。
④	意味なく夜更かしし，極端に寝起きが悪くなった。
⑤	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心を持つようになった。
⑥	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
⑦	妙ににこにこしたり，気を遣いすぎたりすることが多くなった。
●持ち物の変化	
⑧	持ち物や勉強道具などがなくなったり，落書きをされたりしている。
⑨	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
⑩	家庭から品物やお金を持ち出したり，必要以上にこづかいを要求したりするようになった。
●友人関係の変化	
⑪	親しかった友達が遊びに来なくなったり，遊びに行く回数が減ったりした。
⑫	電話に出たがらなかったり，友達の誘いを断ったりするようになった。
⑬	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった。
⑭	転校したい，学級をかわりたい，部活動をやめたいなどの話をするようになった。
●家族との関係の変化	
⑮	ささいな事で怒ったり，家族に八つ当たりしたりするようになった。
⑯	家族との会話が減ったり，意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

## ○ いじめている子どものサインをキャッチ（加害者の視点）

⑰	買ってやっていないものを持っている。
⑱	お金のつかい方が荒くなった。（おこづかい以上のお金をつかっている）
⑲	親の言うことを聞かなくなり，反抗的な態度をとるようになった。
⑳	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

※項目の中には思春期のどの子にも表れるものもあります。大切なことは，子どもの小さな変化を見逃さないことです。

5. 早期対応



## (1) いじめを受けた児童への対応

### 1次対応 (緊急対応)

#### ①いじめの事実関係の把握

いじめの訴えがあった場合には「被害者が心身に苦痛を感じている」ということを前提にいじめを確実に認知します。必ず複数の目でいじめの状況を確認します。

#### ②児童の安全確保・全面的な支援 (心のケア)

いじめられている児童の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聞きます。「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝え、心のケアを図ります。緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校なども検討します。

#### ③把握した事実と今後の対応の報告

いじめの事実を確認後、校長及び関係職員に報告します。また、保護者には事実関係と今後の対応を正確に伝えます。

### 2次対応 (短期対応)

#### ④いじめを受けた児童の支援体制の確立

いじめを受けた児童と最も信頼関係ができている職員が中心となり、支援体制を確立します。校内のいじめ問題対策委員会を中心に職員の役割分担を明確にし、情報を共有化しながら支援を進めていきます。

### 3次対応 (長期対応)

#### ⑤いじめを受けた児童の学級及び集団への適応の促進

日常的な行動観察や定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行っていきます。また、すべての児童の対人関係能力の向上や改善を図っていきます。



## (2) いじめを行う児童への対応

### 1次対応 (緊急対応)

#### ① いじめの事実と経過の確認

「いつ、どこで、誰が、何をした(何を言った)か」を具体的に確かめながら記録をします。

#### ② 把握した事実と今後の対応の報告

いじめの事実を確認後、いじめを行った児童からの情報を校長及び関係職員、保護者に報告します。また、把握した情報に相違点があれば、再度確認し、事実を正確に把握します。

### 2次対応 (短期対応)

#### ③ 指導方針の立案・共通理解

いじめ問題対策委員会を中心にいじめの態様に応じた対応や指導方針を決定し、教職員間で共有します。

### 3次対応 (長期対応)

#### ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善の指導

いじめを行う児童に対して改めて、いじめが重大な人権侵害に当たること、決して許されないことを伝えていきます。また、いじめを行う背景にも目を向け、すべての児童の共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取り組みを継続していきます。

## (3) 周りの児童に対しての指導

- ① 共感的人間関係づくりに努めます。
- ② 全員が当事者であることを理解させます。
- ③ 自己存在感が味わえるように努めます。

## 6. ネットいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては柏市少年補導センターや千葉県警東葛地区少年センター、法務局等の専門的な機関と連携して対応していきます。

## 7. 重大事態への対応

### (1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法第28条より）

- 一. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態への対処

- ① いじめを受けた児童の被害を最小限に抑えるための対策を講じます。
- ② 重大事態が発生したら、柏市教育委員会児童生徒課へ直ちに報告を行います。
- ③ 必要に応じて、柏市教育委員会にスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣要請を行います。
- ④ 事案の調査にあたっては、公平性・中立性を確保し、事実の正確な把握に努めます。
- ⑤ 調査結果は、誠意をもって児童及び保護者、柏市教育委員会に報告します。

8. いじめの相談・通報の体制

(1) 光ヶ丘小学校におけるいじめの相談・通報窓口（04-7173-7130）

・担任, 校長, 教頭, 生徒指導主任, 養護教諭, スクールカウンセラー等が内容に応じて対応します。

(2) 学校以外の電話等相談窓口

窓口・連絡先	備 考
<input type="checkbox"/> 柏市教育委員会児童生徒課 04-7191-7210	(平日午前8時30分～午後5時15分)
<input type="checkbox"/> 柏市教育委員会教育支援室 04-7131-6615 (電話相談) 04-7131-6671 (面接予約)	(平日午前9時～午後4時)
<input type="checkbox"/> 千葉県教育庁東葛飾教育事務所 047-361-4103	
<input type="checkbox"/> 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 (電話相談) 043-207-6041 (FAX相談)	(24時間) (FAXの返信は数日かかることがあります。)
<input type="checkbox"/> 柏警察生活安全課 04-7148-0110	
<input type="checkbox"/> 千葉県警東葛地区少年センター 04-7162-7867	(平日午前9時～午後5時)
<input type="checkbox"/> 柏市少年補導センター 04-7164-7571	(平日午前8時30分～午後5時15分)
<input type="checkbox"/> 柏市役所家庭児童相談室 04-7167-1458	(平日午前9時～午後4時)

(3) 子どもが直接相談できる機関

<input type="checkbox"/> 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (ナヤミイオウ)	(24時間対応)
<input type="checkbox"/> 千葉いのちの電話 043-227-3900	(24時間対応)
<input type="checkbox"/> 柏市少年補導センター いじめeメール相談 <a href="https://onl.bz/xP9GQgy">https://onl.bz/xP9GQgy</a>	スマホはこちらから 
<input type="checkbox"/> 千葉県警少年センター電話相談ヤングテレホン 0120-783-497 (ナヤミヨクナル)	(平日午前9時～午後5時)
<input type="checkbox"/> やまびこ電話柏 04-7166-8181 (ハイハイ)	(平日午後1時～午後7時)
<input type="checkbox"/> 日本いのちの電話 0120-783-556 (ナヤミココロ)	(毎日午後4時～午後9時)
<input type="checkbox"/> 子どもの人権110番 0120-007-110	(平日午前8時30分～午後5時15分)

9. 年間計画

	教育委員会等施策	学校行事等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査</li> <li>・第1回生徒指導主任連絡協議会</li> <li>・柏市スクールサポーターの配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部会</li> <li>・下校指導</li> <li>・防犯教室</li> <li>・始業式</li> <li>・避難訓練</li> <li>・懇談会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会</li> <li>・柏市学校警察連絡協議会定期総会</li> <li>・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部会</li> <li>・運動会</li> </ul>

6月	・学級がうまく機能しない状況の調査 ・柏市学校警察連絡協議会 第1回小・中・高等学校情報交換会	・生徒指導部会 ・いじめアンケート ・土曜参観 ・引き渡し訓練	・交通安全教室 ・教育相談週間 ・特別支援校内委員会
7月	・1学期いじめの状況調査 ・第2回生徒指導主任連絡協議会	・生徒指導部会 ・個人面談	・いじめアンケート ・終業式
8月	・第2回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会		
9月	・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパー バイザーによる学校訪問	・始業式 ・生徒指導部会 ・下校指導	・避難訓練 ・いじめアンケート ・宿泊学習（5年生）
10月	・学級がうまく機能しない状況の調査	・生徒指導部会 ・特別支援校内委員会 ・市内音楽発表会	・いじめアンケート ・柏市陸上競技大会 ・修学旅行（6年生）
11月	・第3回生徒指導主任連絡協議会	・生徒指導部会 ・就学時健康診断 ・光っ子音楽発表会	・いじめアンケート ・不審者対応防犯訓練 ・芸術鑑賞会
12月	・条例に基づくいじめ防止啓発月間 ・2学期いじめの状況調査	・生徒指導部会	・個人面談
1月	・第3回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパー バイザーによる学校訪問 ・柏市学校警察連絡協議会 第2回小・中・高等学校情報交換会	・生徒指導部会 ・下校指導 ・特別支援校内委員会	・いじめアンケート ・席書会
2月	・第4回生徒指導主任連絡協議会	・生徒指導部会 ・6年生を送る会	・いじめアンケート ・授業参観
3月	・3学期いじめの状況調査	・生徒指導部会	・卒業式

## 10. 公表，点検，評価等について

- (1) 本方針は学校ホームページで公表します。
- (2) 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者・児童・職員で評価します。
- (4) 状況や実態におじて、本方針の見直しを図ります。